



News eco

シブヤパイピング工業(株)

東日本大震災から2カ月、直接の被害のなかった中部地方の市民生活に影響がでてきそうです。

中部電力浜岡原子力発電所が国の要請で停止することになりました。夏の電力需要の最盛期を前にしての決定に私たちはどの様に対応すればよいのでしょうか。

「無駄な照明はありませんか」「パソコンの電源はこまめに切っていますか」「室温は適切に管理されていますか」一人一人が小さな節電を心掛けることで目に見える効果は無くとも間違いなく電気の消費量は減少します。この機会にもう一度身のまわりの小さな節電対策を積極的に実行しましょう。

梅雨を思わせる雨に誘われたのでしょうか、駐車場に現れた「でんでんむし」を春見専務を見つけました。

これからの雨の季節、体調管理はもとより、「でんでんむし」を手本にあせらず、あわてず、車の運転、現場作業でのスリップ事故には気をつけましょう。



<法的その他要求事項順守評価>

廃掃法の一部が改正されました、施行期日は平成23年4月1日です。
改正された事項は下記の通りです。

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。 ※現行法では、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

- ①多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
※現行法では作成提出を義務付ける規定はあるがこれを担保する規定はない